

○巡回診療の場合

(1) 手続きが簡素化（診療所開設の手続きが不要）される場合

要件	次の①～③全てに該当するものであること ①無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行われるものであって、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものであること。 ②移動診療施設を利用する場合。また、移動診療施設以外の施設を利用して行われるものについては、定期的に反復継続（おおむね毎週2回以上）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね3日以上）して行われることのないもの。 ③当該病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるもの。
提出書類（※1）	巡回健診等実施計画届出書（最初の実施日から最長1年までの期間の計画を記載可）
提出先	当該病院又は診療所の所在地を管轄する保健所

(2) 診療所開設の手続きが必要な場合（(1)③の要件のみ満たさない場合（※2））

例) 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合

例) 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われる場合であっても、当該病院又は診療所が本県に所在しない場合

提出書類（※1）	①診療所開設届（臨床研修等修了医師又は歯科医師が開設者となる場合） 又は診療所開設許可申請書（医療法人等が開設者となる場合） ②巡回健診等実施計画届出書（最初の実施日から最長1年までの期間の計画を記載可） ③エックス線装置設置届（エックス線装置を利用する場合）
提出先	巡回診療を実施する場所を管轄する保健所
備考	保健所に提出した実施計画届出書の最後の実施日から1年以内の日を最初の実施日とする次の実施計画届出書が提出されない場合は廃止されたものとみなす。（エックス線装置も同様）

※1 様式について県HP（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>）からダウンロードすること。

※2 (1)の要件①②を満たさない場合は実施場所ごとに診療所開設の手続きを要するため、
県HP（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/9382>）を参照の上、診療所開設の手続きを行うこと。

○巡回健診の場合

(1) 手続きが簡素化される（診療所開設の手続きが不要）場合

要件	<p>次の①～③全てに該当するものであること</p> <p>①結核予防法、労働安全衛生法等に基づく健康診断、老人保健法に基づく医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断のみを実施するもの（疾病の治療を前提としたものを除く。）。</p> <p>②移動健診施設を利用する場合。また、移動健診施設以外の施設を利用して行われるものについては、定期的に反復継続（おおむね毎週2回以上）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね3日以上）して行われることのないもの。</p> <p>③当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるもの。</p>
提出書類（※）	巡回健診等実施計画届出書（最初の実施日から最長1年までの期間の計画を記載可）
提出先	当該病院又は診療所の所在地を管轄する保健所

(2) 診療所開設の手続きが必要なケース（(1)に該当しない場合）

巡回診療における診療開設の手続きが必要な場合と同様

※ 様式について県HP (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>) からダウンロードすること。